

2009年8月15日

栃木県自殺未遂者調査実施方法 v 2

自治医科大学公衆衛生学教室 中村好一

本調査は栃木県が自治医科大学公衆衛生学教室に委託して、県内の救急指定病院すべてに依頼して、2009（平成21）年9月1日～30日の1か月間のすべての自殺・自傷で救急外来を受診した患者を対象とした調査です。

調査票は「栃木県自殺未遂者調査総括票」（以下、「総括票」）と「栃木県自殺未遂者調査個人票」（以下、「個人票」）の2種類があります。総括票は医療機関で1部提出をお願いいたします。個人票は2009（平成21）年9月1日～30日に貴施設の救急外来を自殺・自傷により受診した患者の数（1人1枚）だけ提出をお願いいたします。この枚数は、総括票の中央付近の（a）に記載した数字となります。なお、調査対象の期間に調査対象患者が1人もいない場合には、総括票のみご提出ください。

総括票の記載は事務の方でも構いませんが、個人票の記載はできるだけ実際に患者の診療に当たられた先生をお願いいたします。

総括票（様式）を1枚、個人票（様式）を10枚お送りしています。不足する場合には、申し訳ありませんが、コピーして頂くか、自治医科大学公衆衛生学教室のサイト（<http://www.jichi.ac.jp/dph/ken.html>）に pdf ファイルを用意しておりますので、これをダウンロードの上、打ち出してお使いください。

自治医科大学公衆衛生学教室のサイト（<http://www.jichi.ac.jp/dph/ken.html>）に様式のファイル（ワード、一太郎）を準備しています。こちらをダウンロードの上、お使い頂いても構いません。ただし、誤りを避けるために、ファイルを電子メールに添付してのご回答はご遠慮ください。打ち出したものの郵送をお願いいたします。

本研究は自治医科大学の疫学倫理審査委員会の承認のもとに実施しています。委員会に申請した研究計画書および自治医科大学学長名の承認文書は自治医科大学公衆衛生学教室のサイト（<http://www.jichi.ac.jp/dph/ken.html>）で公開しています。本研究では、（1）匿名化したデータ収集であること、（2）診療で収集したデータのみの利用であり、新たな患者へのアプローチや、診療とは直接関係のない研究のための情報収集はないこと、（3）自治医科大学疫学研究倫理審査委員会の承認が得られていること、の3点により、文部科学

省・厚生労働省の「疫学研究に関する倫理指針」（2007年8月16日全部改訂）に基づいて、貴施設において（1）倫理審査委員会の承認を得る必要はなく、（2）対象患者の同意を得る必要もありません。貴施設の倫理審査委員会の承認や対象患者の同意なしで情報提供して頂いても、同指針に反するものではありません。ただし、貴施設で倫理委員会の承認を得たり、対象患者の同意を得ることを妨げるものではありません。しかしながら、同意を得ることになると、同意が得られなかった患者のデータをご提供頂けないことになり、結果に偏りが生じることになります。国の指針ではこのようなことがないように、一定の要件を満たし、手続きを踏めば対象患者の同意がなくても疫学研究を進めることができるように規定されています。

総括票と個人票（該当する患者がいなかった場合でも、総括票だけは記載の上、ご返送ください）はまとめて、同封の封筒で10月16日（金曜日）までに下記までご返送ください。

以上、よろしくお願い申し上げます。

本研究に関する照会先、および調査票の返送先

〒329-0498（自治医科大学専用郵便番号）
栃木県下野市薬師寺3311-1
自治医科大学公衆衛生学教室 中村好一

電 話：0285-58-7338
ファクシミリ：0285-44-7217
電子メール：nakamuyk@jichi.ac.jp

本研究に関する行政的な事項に関する照会先

〒320-8501（栃木県庁専用郵便番号）
栃木県宇都宮市塙田1-1-20
栃木県保健福祉部障害福祉課 精神保健福祉担当

電 話：028-623-3093
ファクシミリ：028-623-3052